

1 【16-2 保佐開始の審判申立事件 開始するも代理権付与は同意なく却下】

2 平成27年(家)第××号 保佐開始の審判申立事件

3 平成27年(家)第○○号 代理権付与申立事件

4 審 判

5 住 所 A県B市C町×丁目×番地×

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 本 籍 W県X市Y町×丁目×番地

8 住 所 S県T市U町×丁目×番×号

9 本 人 乙 野 花 子

10 昭和7年5月×日生

11 主 文

12 1 本人について保佐を開始する。

13 2 本人の保佐人として申立人を選任する。

14 3 本人のために代理権を付与する審判の申立てを却下する。

15 4 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費用は本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。

17 理 由

18 第1 申立ての趣旨

19 1 本人について保佐を開始する。

20 2 本人のために別紙「代理行為目録」記載の行為について保佐人に代理権を付与する。

22 第2 当裁判所の判断

23 1 鑑定の結果によると、本人は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分であることが認められる。

25 ところで、本人以外の者の請求によって保佐人に代理権を付与する旨の審判をするためには本人の同意が必要であるが（民法876条の4第2項），本件

1 については、別紙「代理行為目録」記載の行為について保佐人に代理権を付与
2 することにつき、本人が同意しない。

3 2 そうすると、本人につき保佐を開始する旨の審判をすることは相當であるが、
4 保佐人に代理権を付与する旨の審判はすることができない。

5 よって、主文のとおり審判する。

6 平成27年10月×日

7 T家庭裁判所

8 裁判官 ☆ ☆ ☆ ☆

9 (別紙) 省略

10